

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和7年2月12日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	谷 本 隆 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和7年2月12日(水) 午後3時30分から午後5時5分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長

(新見市教育委員会 1 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長

前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議題 5 号 指定学校変更申請の承認について

後藤教育長

それでは 6 の議事に移ります。
議第 5 号の説明をお願いします。

宗政課長

議第 5 号、指定学校変更申請の承認について、ご説明をさせていただきますので、資料の方をご覧ください。

まず資料 1 ページから 2 ページにかけて、No. 1 から No. 6 の方についてですが、こちらは現在、年長の園児でありまして、4 月から小学校への入学予定者であります。それから 2 ページから 3 ページの No. 7 から No. 9 の方は、現在小学校 6 年生で、4 月から中学校への入学予定者、また No. 10、No. 11 は、小学校段階での継続を希望される申請であります。

それでは No. 1 から申請内容につきまして、1 つずつ説明をさせていただきます。

まず No. 1 の方ですが、A 小学校から B 小学校への変更を希望されております。この方につきましては、兄が指定校変更を認められていて、今 B 小学校へ通学をしております。兄が令和 7 年度は小学校 6 年生となりますので、この方についても、兄と同じ在学期間の 1 年間の変更期間で B 小学校への通学を希望されているといった状況でございます。

それからN o. 2の方ですが、C小学校からD小学校への変更を希望されております。この方は、両親が共働きで帰りも遅く、下校後はD小学校区にある祖父母の家へ帰宅させるといった予定であるために、D小学校への通学を希望しておられます。現在、小学校1年生の姉もD小学校への指定校変更をおこなっている状況です。変更期間としては6年間を申請していらっしゃいます。

それから、N o. 3の方につきましては、E地区に居住されている方ですが、E地区がF小学校へ統合されて、今F小学校へ通っている児童の保護者との関係が良くないということで、親御さんと子供さんが地区内で孤立をしているということで申請がございました。このままF小学校へ入学して、学校生活を送ることには不安があるため、兄が指定校変更を認められて、今G中学校へ通学しているのですが、このお子さんにつきましても、H小学校への通学を希望するといった申請理由でございます。期間は6年間です。

それからN o. 4の方ですが、C小学校からD小学校への変更を希望されております。両親が共働きで帰りが遅く、下校後はD小学校区内の親戚の家で預かってもらうということで、D小学校への通学を希望しておられます。期間は6年間です。

2ページ目に行きまして、N o. 5の方ですが、I小学校からA小学校への変更を希望されています。両親が共働きで帰りが遅く、下校後は放課後児童クラブを利用したいという希望があり、児童クラブのあるA小学校への通学を希望しております。また発達障害の診断もあり、環境が変わることへの不安も大きいということと、それから現在もJ認定子ども園に通っていて、そこでの友人関係が良好なので、このままA小学校への進学を希望すると考えていらっしゃいます。期間は6年間です。

続いてN o. 6です。C小学校からD小学校への変更を希望されております。こちらは、今姉が指定校変更を認められて、D小学校へ通学しております。姉妹が通っているということで、本人も同じD小学校への通学を希望しております。姉は令和7年度に小学校3年生になりますので、姉が卒業するまでの4年間を変更期間として申請しておられます。

N o. 7の方ですが、K中学校からL中学校への変更を希望されております。現在、兄が指定校変更を認められて、L中学校へ就学しています。本人も同じL中学校への通学を希望しているということです。兄が令和7年度は中学2年生になりますので、卒業までの2年間での申請となっております。

それからN o. 8の方ですが、K中学校からL中学校への変更を希望しています。小学校からピアノを習って、音楽が好きで吹奏楽に興味があるんですが、K中学校には吹奏楽が無いので、吹奏楽部があるL中学校への入学を希望しています。期間は3年です。

それから3ページ目のNo. 9の方ですが、No. 9の方とNo. 10の方は兄弟になります。まずNo. 9の方はM中学校からK中学校への変更を希望されています。現在も指定校変更して、N小学校に就学をしています。本人は寡黙でおとなしい性格で、コミュニケーションを取りにくい傾向はあるのですが、現在の人間関係が良好であるため、今の友人関係を維持したまま、友達と同じK中学校への入学を希望するということでもあります。卒業までの3年間で希望しておられます。

それからNo. 10の方ですが、P小学校からN小学校への変更を希望しておられます。この方も現在指定校変更を認められて、N小学校へ就学しております。N小学校での人間関係も良好で、環境が変わると、不安定になる可能性が大きいことから、引き続き、N小学校で学校生活を送ることが、この児童にとっては最善であると考え、卒業までのN小学校への就学を希望しておられます。

それから最後、No. 11の方ですが、A小学校かO小学校への変更を希望されています。現在、指定校変更を認められて、O小学校へ就学しておられます。住宅の完成が遅れておりました、転居ができていないため、引き続き、O小学校への就学を希望するということです。新居につきましては、令和7年5月から6月頃に完成する予定ということですので、転居がその頃には完成するというふうに聞いております。

それでは、簡単ですが、申請の概要について説明させていただきました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

委員の皆様から何か質疑ありますでしょうか。

松井職務代理者

年長の方の小学校への入学についてなんですけれども、それぞれの方が、現在、認定こども園に通っておられるのでしょうか、どちらの認定こども園なのでしょうか。例えば、No. 1のお子さんはA小学校へ入られるということだから、現在J認定こども園なのですか、とそういう趣旨で質問しました。

宗政課長

すみません。現在通ってるこども園につきましては、申し訳ありませんが把握しておりません。

松井職務代理者

子供の就学環境とか、人間関係とかという風に言った時に、必ずしも兄弟に引っ張られてというよりは、認定こども園での友達関係なんかが重要だったりするんじゃないかなというふうに思ったりするものですから、それをして更にとというのは、ちょっと分からないかなというふうに思ったものですから。

溝尾委員 新見は保育所がありますよね。保育所の人が多いのかなと。私はC地区なので、状況が分かるのですが、うちの子はJのこども園に行ってるのですが、Jのこども園に行ってC地区へ行く人は2人しかなくて、他は新見の保育園が殆どなので。そこの人間関係なのかなという気はしています。

松井職務代理者 なるほど。地元の認定こども園ではなくて、保育所に通っているということですね。

溝尾委員 そうですね。多分、高尾、上市、西方とかはそういう人が多いのかなと思います。

後藤教育長 外に何かご意見はありますか。

宗政課長 はい。すみません。それぞれの方から申請書の方をいただいておりますので、この後確認をして、ご回答させていただこうと思います。

後藤教育長 回答を待ってから、承認という格好でよろしいか。

松井職務代理者 今の溝尾委員の説明で、ある程度納得できたところもあるので、お願いします。

後藤教育長 どうでしょうか。しばらく時間置きましょうか。それとも、もうここで承認させていただいて、事後にご説明ということよろしいか。

宗政課長 今、説明させていただいた中のNo. 3の方についてなんですけど、この方につきましては、その申請の理由というのが、お子さんに関する理由ではなく、その保護者の方が、同じく保護者の方との人間関係がうまくいっていないという、親御さんの事情により申請されているというところがあります。兄の方が、今指定校変更でG中学校へ進学をしているということなんですけど、この方については、今年度の4月の定例教育委員会の方でも指定校変更で諮らせていただきまして、住所を指定校変更のためにF地区からG中学校区へ移したり戻したりというような形で、少しこの申請理由というところに、疑問点が残ると言いますか、ちょっとそういった状況は見られるのかなというふうに思っております。兄の方は、部活動を理由にということでソフトテニス部に入部をしてG中学校の方へ今通っているんですけど、この、下のお子さんにつきましてはH小学校への通学ということで、学校が兄と同じということにも該当しないのかなということを感じているところなんです。

後藤教育長	はい。いかがでしょうか。
長谷川委員	外の方の質問なんですけど、N o . 5の方なんですけど、いずれ該当の学校が統合すると思うのですが、変更期間としては6年間で提出することになるのでしょうか。
宗政課長	この方については、I小学校の方がもう後、来年度1年間で閉校ということが見えてますので、1年考えた後に、その統合先というよりも、もうこの先が在学期間が長いので、ここで指定校変更という考えもあるようです。
長谷川委員	変更期間が6年間あるのですが、統合までとかではなくて、6年間という事にするというんでしょうか。事務的な事もあるのでわかりませんが。
忠田課長	統合につきましては、この関係は前回の教育委員会でも以前お話しさせていただきまして、市長の方まで了承いただいております。それを受けて、この3月の定例教育委員会に、例規の改正というふうなことで想定をしておりますが、今の時点では決定ではないのかなと。ほぼ決定なんですけど、そういう状況ですので現段階で6年間で良いのではないかなと思っております。
後藤教育長	関連した質問ありませんか。
宗政課長	失礼します。今、担当者の方に年長の園児の方の所属のこども園について確認をしてもらったんですが、N O . 3のお子さんについては、F地区の認定こども園ということは分かっているのですが、後のお子さんについては申請書の方に、どちらのこども園かの記載がなかったようで、今、子育て支援課の方に確認をさせていただいておりますので、会議が終わるまでには、また情報が届くと思います。
後藤教育長	よろしいですか。
松井職務代理者	分かりました。 別の事の質問をいいでしょうか。
後藤教育長	はい、別の事でも大丈夫です。
松井職務代理者	先程N O . 3のお子さんについて、学校教育課から説明がありましたが、その説明を聞いてると、どうも学校教育課自身も、何かこの申請自身に、納得をしていないように受け取れたんですけど、という

のが、ここに出ているのは保護者の事情であるということと、兄の変更については部活動であり、それは中学校のことなので、本人の小学校とは直接関係無いという説明だったので、という学校教育課自身が疑問に思っておられることを原案としてこちらに承認するかどうかということをご提案されるということにちょっと私はどうなのかなど。もっと課と保護者の間で詰めて、課の方でなるほど、これは本人の教育のために致仕方ない事情なのだということがあつて、この場に提起されるのなら私は納得するというか、分かるように思うんですけど、課と保護者との間での検討状況というのはどうなのかなどということをお伺いしたいということが1点。

それから、C小学校からD小学校への指定校変更の希望が3件ありますけど、これは直接この子たちの認定どうこうの問題ではないですけど、C小学校のこの件を承認した場合、C小学校の新入生というのはどの程度になるのか。C小学校はどんどん小規模化して、複式化してきてるんですけど、それで更に1年生が3人減ることになると、それはどういう状況なのかなどということがちょっと気になりました。

宗政課長

まずNO. 3の方についてなんですが、やはり親御さんの申請される理由としては、もうここに書いてある通りで、学校の統廃合に関係して、F小学校に通うことにはなっているけれども、やはりその親御さん同士の間関係というところが上手くいってないところに不安が大きい。だから、F小学校はちょっと難しいと思うというところがやはり一番でした。そして、兄の方が指定校変更を認められて、今もG中学校に通学しているという実績もあるので、送迎のこと等も含め、この下のお子さんについても、F小学校ではなく、その兄と近い所の学校へというところで、申請をしたいということなんですが、ただ、理由の方が、指定校変更に関する取扱要綱の中に定められている、いずれの区分に該当するのかというのを考えた時に、教育的事情のいじめや不登校、その他教育委員会が特に必要と認めた時というところに、どこに当たるかというところ、ここになるのかなどは思うのですが、ただ理由が、お子さん自身に関する理由ではなく、お子さんはF地区の認定こども園で友人関係などはとても良好だそうなので、そのままF小学校への入学でお子さん的には問題がないんじゃないかと学校教育課の方では考えています。ですので、理由が親御さんの事情というところが、申請は一応こちらで受理はしましたが、ちょっと適切ではないのではないかとというのが、課の方の受けているところです。

それから、C小学校の方の児童数の減少というところなんですが、児童数の減少は、その次の年度の学級編成にも関わってくるし、非常にその数字というのは大事なところです。子供たちの数の動きについては、12月頃からこういった指定校変更も含め、こういった増減が

予想されるかというところは、常に学校の方でも把握をされておりますし、こちらの教育委員会の方にも情報提供いただいておりますので、ここで指定校変更が認められて、数が減るということは、もう学校の方も承知をしていて、減った数での学級編制、教職員の配置を考えておりますので、ここで認められたからといって急に数が減って、学級編成等に何か影響が及ぶということはないと考えております。

それから、先程の年長の方の今所属している子ども園等なんですが、まずNO. 1の方が新見保育所です。それからNO. 2の方も新見保育所、NO. 3の方は哲多の認定こども園。NO. 4の方も新見保育所、NO. 5番の方が、上市の認定こども園。6番の方がさくらんぼ保育園ということでございます。

後藤教育長

松井先生よろしいですか。

松井職務代理者

所属は分かりました。

後藤教育長

はい。それではトータルで、他にご質疑はありますでしょうか。

溝尾委員

実は来年うちの子が小学校に入るので、状況は分かっているんですけど、C小学校が最初10人とと言われてたのが6人になりました、という状況なんです。同級生がいるんですけど、周りの子のことが全然分からない状況なので、一緒に同じ学校へ行こうとか、そういう声掛けが全然出来なかったというのが現状なんです。当事者としてちょっと残念に思っているところです。

もう1点聞きたいことなんですけど、この指定校の変更、今日議題として出てるんですけど、もう既に学校の入学説明会とかも全部終わってるじゃないですか。終わったという状況で、今のこのタイミングでの承認というのが、承認されなかった場合はどうなのかなというのもある、もうちょっと早いタイミングでも良いのかなと思いますけどどうでしょうか。

宗政課長

指定校変更の申請をされている方の入学説明会のタイミングなんですが、学校教育課の方にも何件かお問い合わせがありまして、あくまで定例教育委員会の方で承認をされて初めて指定校変更ということが現実になるということをお伝えしております。入学説明会につきましては、自分の居住地の元々の指定校の方の入学説明会と、それから変更先になる入学説明会と両方に参加していただいて、いずれの結果になっても、入学には支障がないようにということで、情報提供しているところです。

溝尾委員

変更を希望されている方、誰も説明会に来なかったんですけど、ど

っちに行っても良いということでしょうか。

宗政課長

準備の都合で、もう指定校変更が承認されるというふうに信じて、片方だけしか聞かなかった場合、承認されなかった時にこちらの学校の情報が分からないことになるので、入学説明会については両方に参加していただくように、参加は構いませんのでご案内しています。

溝尾委員

参加しない場合はどうでしょう。いや、参加してる人は誰もいなかったの。

宗政課長

お問い合わせがあった場合は、どちらの学校の説明会にも行っていただいて、聞いていただいたらよろしいですよというふうにお返りするんですが、お問い合わせが無い方については、学校に直接聞かれたりとか、そういった形を取っていらっしゃるんじゃないかと推測します。

後藤教育長

よろしいでしょうか。

溝尾委員

はい、よろしいです。

後藤教育長

はい、外にご質疑はございますか。

忠田課長

先程の話に戻って申し訳ございません。長谷川委員さんから、I小学校の関係で、6年間というお話をしましたけれども、承認期間ですが、やはりよく考えますと、もう来年度から統合に向けた交流支援も学校教育課の方が主になって学校同士でもやっておりますので、1年間というのが適切かと思いますので、もしそれ以上もう1回ということであれば、指定校変更の延長ということになるかと思うのですが、恐らくそれは無いのであろうと思われまますので、1年間の方が適切ではないかというふうに考えます。

三上委員

似たようなことなのですが、NO. 10の方もP小学校が多分3年後というふうになれば、期間がまた変わるかなというふうに思うんですが、ここも検討段階なので、現状ではということで、再申請とか再変更申請という形でいいですか。

宗政課長

P小学校につきましては、先程の報告の中で検討を始められたということをお伝えしましたが、また市長への要望書の提出等もこれからということもありますので、現時点では、今ここで申請されてるように、卒業までの期間ということでの申請がいいのかなというふうに思います。

三上委員	ありがとうございます。
後藤教育長	外にご質疑ありますか。
松井職務代理者	期間のことがちょっと話題になってるようなので、NO. 1の方については、1年間ということですが、お兄さんが卒業されたら、指定校に帰られる意向なんですか。それとも、取り合えず1年だけ出しておいて、またということなんですか。落ち着いた環境で引き続き学校生活を送りたいとお兄さんの場合はそうだったようすけれども、それと同じ B 小学校への通学を希望する、ということは落ち着いた環境でというふうに感じられるんですけれども、どちらかというこの期間だと、お兄さんが通学されてる間は、お兄さんが行ってるので一緒にということだけのように読めないことはないんですけど。そういうことなんでしょうか。
宗政課長	NO. 1の方については、兄や姉もこれまでに指定校変更して、別の学校へ通っていたという経緯があるんですが、申請期間としては、今その兄が通っている学校と同じ学校へということで、卒業までの1年間としています。兄の方もその上の姉の方と同じ学校へということで、まずは申請を認められ、そのあと、その学校の人間関係ができたということで姉の卒業後も継続してその学校へ通われたという経緯がありまして、親御さんとしては、この6年生の兄が卒業した後も人間関係ができた B 小学校の方で、その後の卒業まで指定校変更でというふうにご考えていらっしゃるようです。
後藤教育長	よろしいでしょうか。
松井職務代理者	よろしいです。
後藤教育長	外にご質疑はありますか。 それでは無いようですので、議第5号は承認としてよろしいでしょうか。
松井職務代理者	それは先程、私がちょっとお伺いしましたが、NO. 3の方も含めてということでしょうか。
後藤教育長	そうです。
宗政課長	NO. 3については、先程も説明をさせていただいたように、ちょっとこちらには挙げさせてはいただいたんですが、親御さんの他の保

護者の方の人間関係というところが理由になっているので、ちょっと承認には至らないのではないかとというのが、担当課の方としては考えているところでございます。

後藤教育長

ということは、NO. 3のお子さんに関しては次会での承認ということになりますか。

宗政課長

申請の理由がもうこのまま変わらなければ、もう一度申請をされても、やはり承認ということにはならない件かなというふうに考えております。

後藤教育長

それではNO. 3の方を除いて承認をさせていただくと。それからNO. 3の方に関しては、こういう意見が出たということは今一度、保護者の方にお伝えしてアクションを見るということによろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、議第5号は、NO. 3以外の方を抜いた形での承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございました。
それでは、議題第5号は承認といたします。

議第6号 新見市放課後児童健全育成事業補助金取扱要領の一部改正について

後藤教育長

続きまして、議第6号の説明をお願いします。

宗政課長

議第6号、新見市放課後児童健全育成事業補助金取扱要領の一部改正について説明をさせていただきますので、資料の方をご覧ください。

これは人事院勧告で正職の賃金がベースアップされたことに伴い、新見市会計年度任用職員の賃金を変更することになりました。会計年度任用職員の賃金を準用している新見市放課後児童健全育成事業における、放課後児童クラブの支援員・補助員におきましても、資料2ページの新旧対照表にありますように、支援員1時間当たり1,130円から1,300円に、補助員1時間当たり990円から1,120円に改正をいたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

後藤教育長	委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか
各委員	(なしの声)
後藤教育長	無いようですので、議第6号は承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。では、議第6号は承認いたします。

議第7号 新見市神郷体育施設条例の一部改正について

後藤教育長	続いて、議第7号の説明をお願いします。
吉岡課長	<p>議第7号、新見市神郷体育施設条例の一部改正について、ご説明させていただきます。</p> <p>神郷油野でございます、神郷体育館は、スポーツを通じて市民の心身ともに健全で教養と連帯を深め、豊かな地域づくりに寄与することを目的に、昭和57年に建設されました。建設後から多くの市民にご利用いただいておりますが、年々利用者が減り続け、現在はスポーツ利用は全く無い状態で、また、施設の老朽化もかなり進んでいることから、今後の利用見込みもありません。</p> <p>なお、神郷体育館は、平成31年3月に作成した新見市公共施設利用再配置計画においても、小学校体育館と統合し、施設を廃止することの方針が示されております。</p> <p>つきましては、本施設の用途を廃止することとし、当該条例の関係する項目を削除する等、所要の改正を行うため、新見市神郷体育施設条例の一部を改正するものです。</p> <p>また、この度の改正に合わせて、字句の修正もおこなうことといたします。改正内容につきましては、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正案です。</p> <p>まず、別表1の上段にございますが、「神郷グラウンド」を「神郷グラウンド」に。下から2番目になりますが、「神郷体育館」を削除する。別表についても同様に、「神郷グラウンド」を「神郷グラウンド」へ、「神郷体育館」を削除するという改正でございます。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくいたします。</p>
後藤教育長	何かご質疑はありますでしょうか。
三上委員	この体育館の削除ということで、取り壊しというふうな方向でされ

	る予定ですか。
吉岡課長	条例からは削除する予定ですが、取り壊しについては今後すぐではないです。
三上委員	管理はもうどこもしないのですか。
吉岡課長	管理はしないです。
三上委員	分かりました。ありがとうございます。
後藤教育長	よろしいでしょうか。外にご質疑ありますか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	それでは無いようですので、議第7号は承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。 では、議第7号は承認といたします。 今回は協議・報告の部はありませんでしたので、以上で議事を終了いたします。
7 閉 会	
後藤教育長	2月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後5時5分)